

# 福井県立大学学則

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第59号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
  - 第2章 学年、学期および休業日（第11条－第13条）
  - 第3章 学部
    - 第1節 修業年限等（第14条－第16条）
    - 第2節 入学（第17条－第25条）
    - 第3節 授業科目、履修方法等（第26条－第32条）
    - 第4節 休学、転学、退学等（第33条－第39条）
    - 第5節 卒業、学位等（第40条－第46条）
  - 第4章 大学院
    - 第1節 標準修業年限等（第47条－第49条）
    - 第2節 入学（第50条－第55条）
    - 第3節 授業科目、履修方法等（第56条－第61条）
    - 第4節 休学、転学、退学等（第62条）
    - 第5節 修了、学位等（第63条－第66条）
  - 第5章 賞罰（第67条・第68条）
  - 第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等（第69条－第75条）
  - 第7章 授業料等（第76条）
  - 第8章 雑則（第77条）
- 附則

## 第1章 総則

（目的および使命）

**第1条** 福井県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、時代の進展に即応して学術文化の高度化を推進し、および自主的な真理探求の精神と広い視野を有し、かつ、豊かな創造力と高度の知識・技術に基づく実践力に富む人材を養成するとともに、学術情報を地域社会へ開放することにより、福井県はもとより我が国の産業と文化の発展に寄与することを目的とし、もって人類の永続的福祉の向上に貢献することを使命とする。

（教育研究上の目的公表等）

**第1条の2** 本学に置く学部等および大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定め、公表する。

（学部および定員）

**第2条** 本学に経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部および看護福祉学部を置く。

2 各学部には置く学科ならびにその入学定員、編入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

| 学部       | 学科       | 入学定員        |      |
|----------|----------|-------------|------|
|          |          | （第3年次編入学定員） |      |
| 経済学部     | 経済学科     | 100人        | 400人 |
|          | 経営学科     | 100人        | 400人 |
| 生物資源学部   | 生物資源学科   | 45人         | 180人 |
|          | 創造農学科    | 25人<br>(5人) | 110人 |
| 海洋生物資源学部 | 海洋生物資源学科 | 50人         | 200人 |

|        |        |     |      |
|--------|--------|-----|------|
| 看護福祉学部 | 看護学科   | 50人 | 200人 |
|        | 社会福祉学科 | 30人 | 120人 |

(学術教養センター)

**第3条** 本学に各学部に通ずる教養教育および学術研究を行うための組織として、学術教養センターを置く。

(大学院)

**第4条** 本学に大学院を置く。

(大学院の課程、研究科、専攻および定員)

**第5条** 本学の大学院（以下「本大学院」という。）に修士課程および博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程および博士後期課程とする。この場合において、博士前期課程は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第1項の修士課程として取り扱う。

3 本大学院に経済・経営学研究科、生物資源学研究科および看護福祉学研究科を置く。

4 各研究科に置く専攻および課程ならびに各課程の入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科       | 専攻          | 修士課程 |      | 博士前期課程 |      | 博士後期課程 |      |
|-----------|-------------|------|------|--------|------|--------|------|
|           |             | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 経済・経営学研究科 | 地域・国際経済政策専攻 |      |      | 12人    | 24人  |        |      |
|           | 経営学専攻       |      |      | 12人    | 24人  |        |      |
|           | 経済研究専攻      |      |      |        |      | 4人     | 12人  |
| 生物資源学研究科  | 生物資源学専攻     |      |      | 12人    | 24人  | 4人     | 12人  |
|           | 海洋生物資源学専攻   |      |      | 12人    | 24人  | 4人     | 12人  |
| 看護福祉学研究科  | 看護学専攻       | 10人  | 20人  |        |      |        |      |
|           | 社会福祉学専攻     | 6人   | 12人  |        |      |        |      |

(地域経済研究所)

**第6条** 本学に地域経済研究所を置く。

(恐竜学研究所)

**第6条の2** 本学に恐竜学研究所を置く。

(図書館)

**第7条** 本学に図書館を置く。

(キャリアセンター)

**第8条** 本学にキャリアセンターを置く。

(学部附属施設)

**第9条** 生物資源学部に附属施設として生物資源開発研究センターを置く。

2 海洋生物資源学部に附属施設として海洋生物資源臨海研究センターを置く。

(その他の組織および施設)

**第10条** この章に定めるもののほか、本学に置く組織および施設については、別に定めるところによる。

## 第2章 学年、学期および休業日

(学年)

**第11条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第12条** 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

**第13条** 休業日（授業を行わない日をいう。）は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、学長は、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 春季休業 学長が別に定める期間
- (4) 夏季休業 学長が別に定める期間
- (5) 冬季休業 学長が別に定める期間

### 第3章 学部

#### 第1節 修業年限等

（修業年限）

**第14条** 学部の修業年限は、4年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

**第14条の2** 学長は、学部の学生（社会人特別選抜による入学許可者に限る。）が、職業を有している等の事情により、前条の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。（修業年限の通算）

**第15条** 第71条の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、第31条の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は2年を超えてはならない。

（在学年限）

**第16条** 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条から第24条までの規定により入学した学生（以下この章において「編入学者等」という。）または第36条第1項の規定により転学部もしくは転学科した学生（以下この章において「転学部者等」という。）は、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

#### 第2節 入学

（入学の時期）

**第17条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までに該当する者（同条第5号に該当する者については、国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格を有する者で、満18歳に達したものに限る。）および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

**第18条** 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの  
(入学志願手続)

**第19条** 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、指定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。  
(入学者の選考)

**第20条** 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。  
(入学手続および入学の許可)

**第21条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。  
(編入学)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する者で、生物資源学部創造農学科の第3年次への編入学を志願するものについては、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(2) 他の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)

2 次の各号のいずれかに該当する者で生物資源学部または海洋生物資源学部の第2年次への編入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(2) 他の大学に1年以上在学し、31単位以上修得した者

(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)

(5) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者

(6) 外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

(7) 高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科(修業年限が2年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第18条各号のいずれかに該当する者に限る。)

3 経済学部編入学を志願するものがあるときには、欠員がある場合に限り、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(再入学)

**第23条** 第38条の規定により退学を許可された者で本学への再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(転入学)

**第24条** 他の大学または短期大学に在学している者で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

**第25条** 前3条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

### 第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目)

**第26条** 授業科目は、その内容により、一般教育科目、専門教育科目、キャリア教育科目および教職に関する科目に区分する。

2 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

(教育方法の特例)

**第26条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(単位の計算方法)

**第27条** 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間または30時間とし、次の基準により計算する。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。

(3) 実験、実習または実技については、学修はすべて実験室、実習場等で行われるものとし、45時間の実験もしくは実習または30時間の実技をもって1単位とする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、別に定める演習については、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(単位の授与)

**第28条** 授業科目を履修し、試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

**第29条** 試験の成績は、優、良、可および不可をもって表し、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。

(他の学科の授業科目の履修)

**第29条の2** 教育上有益と認めるときは、学生に、第26条の授業科目のうち、他の学科の専門教育科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等(学部長および学術教養センター長をいう。以下同じ。)が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

**第30条** 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大

学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が第37条第1項の許可を受けて留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

**第30条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(他の学科および他の大学等で修得した単位の認定)

**第30条の3** 第29条の2第2項、第30条第2項および第3項ならびに前条第2項の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(科目等履修生として修得した単位の認定)

**第31条** 本学に入学する以前に第71条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既履修単位の認定)

**第32条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、編入学、再入学および転入学の場合を除き、第29条の2第2項、第30条第2項および第3項、第30条の2第2項ならびに前条の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めたものと合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、教職に関する科目等に係る入学前の既修得単位の認定について準用し、これを卒業の要件とされない単位として認めることができる。

#### 第4節 休学、転学、退学等

(休学)

**第33条** 疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学することができない学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が休学を許可することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと思われる学生については、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

**第34条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間を延長することができる。

2 休学期間の延長は、1回につき、1年を限度とする。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入しない。

5 休学期間が満了するときまたは休学期間中に休学の事由が消滅したときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可することができる。

(転学)

**第35条** 他の大学または短期大学への入学を志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可することができる。

(転学部および転学科)

**第36条** 他の学部への転学部または同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、

別に定めるところにより選考を行い、当該関係学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することができる。

2 前項の規定により転学部または転学科を許可された学生の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

**第37条** 外国の大学または短期大学で学修することを志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間に算入することができる。

(退学)

**第38条** 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可することができる。

(除籍)

**第39条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の意見を聴いて、除籍するものとする。

- (1) 第16条に規定する在学年限に達した者
- (2) 休学期間が通算して4年に達しても復学することができない者
- (3) 授業料の支払を怠り、督促しても支払をしない者
- (4) 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

#### 第5節 卒業、学位等

(卒業)

**第40条** 本学に4年(編入学者等または転学部者等にあつては、それぞれ第25条または第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定める授業科目(キャリア教育科目および教職に関する科目を除く。)を履修し、経済学部にあつては134単位以上、生物資源学部生物資源学科にあつては130単位以上、生物資源学部創造農学科にあつては124単位以上、海洋生物資源学部にあつては124単位以上、看護福祉学部看護学科にあつては130単位以上、看護福祉学部社会福祉学科にあつては136単位以上を修得した学生については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(オナーズプログラム)

**第41条** 学生の学習意欲を高め、より深い専門的知識を有する人材を養成するため、オナーズプログラムを設ける。

2 学長は、前条の規定により卒業を認定した学生のうち、別に定めるオナーズプログラムを履修し、かつ、成績が優秀と認められる者に対して、オナーズプログラム履修証書を授与する。

3 オナーズプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

**第42条** 削除

(卒業の時期)

**第43条** 卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

(学位記および学位)

**第44条** 卒業した者には、学位記および学士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 経済学部     | 経済学科     | 経済学     |
|          | 経営学科     | 経営学     |
| 生物資源学部   | 生物資源学科   | 生物資源学   |
|          | 創造農学科    | 生物資源学   |
| 海洋生物資源学部 | 海洋生物資源学科 | 海洋生物資源学 |
| 看護福祉学部   | 看護学科     | 看護学     |
|          | 社会福祉学科   | 社会福祉学   |

3 学位記および学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第45条** 教育職員の免許状を受ける資格(次項において「資格」という。)を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

| 学部       | 学科       | 免許状の種類      | 免許教科  |
|----------|----------|-------------|-------|
| 経済学部     | 経済学科     | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業 |
|          | 経営学科     | 高等学校教諭一種免許状 | 公民・商業 |
| 生物資源学部   | 生物資源学科   | 高等学校教諭一種免許状 | 理科    |
|          | 創造農学科    | 高等学校教諭一種免許状 | 農業    |
| 海洋生物資源学部 | 海洋生物資源学科 | 高等学校教諭一種免許状 | 理科・水産 |
| 看護福祉学部   | 看護学科     | 養護教諭一種免許状   |       |
|          | 社会福祉学科   | 高等学校教諭一種免許状 | 福祉    |

(国家試験受験資格)

**第46条** 看護福祉学部において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

|        |  |
|--------|--|
| 看護学科   | 看護師および保健師の国家試験受験資格(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)) |
| 社会福祉学科 | 社会福祉士国家試験受験資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号))    |
|        | 精神保健福祉士国家試験受験資格(精神保健福祉士法(平成9年法律第131号))       |

## 第4章 大学院

### 第1節 標準修業年限等

(標準修業年限)

**第47条** 修士課程または博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第48条** 学長は、修士課程、博士前期課程または博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

**第49条** 修士課程または博士前期課程の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、第54条第1項もしくは第55条において準用する第23条の規定により入学した学生(以下この章において「編入学者等」という。)または第62条において準用する第36条第1項の規定により転専攻した学生(以下この章において「転専攻者」という。)は、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

3 第1項ただし書きの規定は、前項の場合に準用する。

### 第2節 入学

(入学の時期)

**第50条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第1項第2号から第5号までまたは同条



第2項第2号もしくは第3号に該当する者および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

**第51条** 修士課程または博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学（以下この項において「大学」という。）を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (7) 大学に3年以上在学した者のうち、本学が優れた成績をもって所定の単位を修得したと認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- (9) その他本学が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項の規定により修士の学位又は専門職学位を授与された者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- (6) その他本学が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学手続等)

**第52条** 第19条から第21条までの規定は、本大学院の入学手続等に準用する。

(進学)

**第53条** 進学(本大学院において博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。)の時期は、学年の始めとする。

- 2 進学を志願する者（以下「進学志願者」という。）は、指定の期日までに、進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。
- 3 進学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。
- 4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。
- 5 前項に規定する進学手続を完了した者については、学長が進学を許可する。

(編入学等)

**第54条** 他の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

2 第25条の規定は、本大学院における編入学等に準用する。

(再入学)

**第55条** 第23条および第25条の規定は、本大学院における再入学に準用する。

**第3節** 授業科目、履修方法等

(授業科目等)

**第56条** 授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

(教育方法の特例)

**第56条の2** 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行う。

(単位の計算方法、単位の授与および成績の評価)

**第57条** 第27条から第29条までの規定は、大学院の単位の計算方法等に準用する。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

**第58条** 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、第62条において準用する第37条の規定により、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。

(科目等履修生として修得した単位の認定)

**第59条** 本大学院に入学する以前に第71条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既履修単位の認定)

**第60条** 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を除く。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第58条第2項および第3項ならびに前条の規定により本大学院において修了の要件となる単位として認めたものと合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

**第61条** 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が他の大学の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、修士課程または博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

**第4節** 休学、転学、退学等

**第62条** 第33条から第39条までの規定は、本大学院における休学等に準用する。この場合において、第34条第3項および第39条第2号中「通算して4年」とあるのは、「修士課程および博士前期課程にあっては通算して2年を、博士後期課程にあっては通算して3年」と、第36条第1項中「転学部または同一学部の他の学科への転学科」とあるのは、「同一課程において同一研究科の他の専攻への転専攻」と、第36条第2項中「転学部または転学科」とあるのは、「転専攻」と、第37条第1項中「大学または短期大学」とあるのは、「大学の大学院またはこれに相当する教育機関」と、第37条第2項中「第16条に規定する在学年限および第40条に規定する在学期間」とあるのは、「第49条に規定する在学年限および第63条に規定する在学期間」と、第39条中「第16条」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

**第5節** 修了、学位等

(修士課程および博士前期課程の修了要件)

**第63条** 修士課程または博士前期課程に2年(編入学者等または転専攻者にあつては、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に30単位以上(経済・経営学研究科において次項の規定によりプロジェクト研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合にあつては、34単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した者には、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績をあげた学

生の修士課程または博士前期課程の修了に係る在学期間については、1年をもって足りるものとする。

- 2 第1項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査および試験については、別に定める。  
(博士後期課程の修了要件)

**第64条** 博士後期課程に3年(編入学者等または転専攻者にあつては、それぞれ第54条第2項および第55条において準用する第25条または第62条において準用する第36条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、当該期間中に4単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、優れた研究業績をあげた学生の博士後期課程の修了に係る本大学院における在学期間は、3年(博士前期課程に2年以上在学し、これを修了した者についてはその課程における2年の在学期間(前条第1項ただし書の規定によりこれらの課程を2年未満で修了した者については、その在学期間)を含む。)をもって足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第51条第2項第2号から第6号までの規定に該当する入学資格により入学した学生のうち優れた研究業績をあげた者の博士後期課程の修了に係る在学期間は、1年をもって足りるものとする。
- 3 博士論文の審査および試験については、別に定める。  
(学位)

**第65条** 修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前2項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

|           |             |       |
|-----------|-------------|-------|
| 経済・経営学研究科 | 地域・国際経済政策専攻 | 経済学   |
|           | 経営学専攻       | 経営学   |
|           | 経済研究専攻      | 経済学   |
| 生物資源学研究科  | 生物資源学       |       |
| 看護福祉学研究科  | 看護学専攻       | 看護学   |
|           | 社会福祉学専攻     | 社会福祉学 |

- 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。  
(教育職員免許)

**第66条** 教育職員の免許状を受ける資格(次項において「資格」という。)を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

| 研究科       | 専攻          | 免許状の種類      | 免許教科 |
|-----------|-------------|-------------|------|
| 経済・経営学研究科 | 地域・国際経済政策専攻 | 高等学校教諭専修免許状 | 公民   |
|           | 経営学専攻       | 高等学校教諭専修免許状 | 商業   |
| 生物資源学研究科  | 生物資源学専攻     | 高等学校教諭専修免許状 | 理科   |
|           | 海洋生物資源学専攻   | 高等学校教諭専修免許状 | 理科   |
| 看護福祉学研究科  | 看護学専攻       | 養護教諭専修免許状   |      |
|           | 社会福祉学専攻     | 高等学校教諭専修免許状 | 公民   |

## 第5章 賞罰

(表彰)

**第67条** 学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

**第68条** 学長は、本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会の意見を聴いて、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱した者、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等

(研究生)

**第69条** 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

**第70条** 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、特別研究学生として入学を許可することができる。

(研究指導学生)

**第70条の2** 学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院または恐竜学研究所において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学院との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、研究指導学生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

**第71条** 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

**第72条** 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、教育に支障のない範囲において、聴講を認めることができる。

(特別聴講学生)

**第73条** 学長は、他の大学、短期大学または高等専門学校（本学と単位互換協定または学術交流協定を締結しているものに限る。）に在学している者で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の意見を聴いて、当該他大学、短期大学または高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

**第74条** 学長は、外国人で本学に留学することを志願する者があるときは、選考を行い、教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

**第74条の2** 第39条の規定（同条第1号および第2号を除く。）は、この章に規定する研究生、特別研究学生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に準用する。

2 前項の場合において、第39条第3号中「授業料」とあるのは、研究生および特別研究学生にあつては「研究料」と、科目等履修生にあつては「科目等履修料」と読み替えるものとする。

(研究生等に関する委任)

**第75条** 研究生、特別研究学生、研究指導学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 授業料等

第76条 本学の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額および徴収の方法は、別に定めるところによる。

## 第8章 雑則

第77条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度において経済・経営学研究科に置く専攻およびその収容人員は、第5条第4項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

| 研究科            | 専攻          | 修士課程 |      | 博士前期課程 |      | 博士後期課程 |      |
|----------------|-------------|------|------|--------|------|--------|------|
|                |             | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 | 入学定員   | 収容定員 |
| 経済・経営学<br>学研究科 | 地域・国際経済政策専攻 |      |      | 12人    | 24人  |        |      |
|                | 経営学専攻       |      |      | 12人    | 24人  |        |      |
|                | 地域経済経営政策専攻  |      |      |        | 24人  |        |      |
|                | 国際経済経営専攻    |      |      |        | 24人  |        |      |
|                | 経済研究専攻      |      |      |        |      | 4人     | 12人  |

3 この規程の施行前に廃止前の福井県立大学学則（平成4年福井県立大学規程第1号。以下「旧学則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、別に定めのない限り、この規程およびこの規程の委任を受けて制定された規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この規程の施行前に旧学則第57条の規定により入学を許可された聴講生であってこの規程の施行の日において本学に在学するものについては、第72条の規定による聴講生とみなして、この規程を適用する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第45条第2項の規定は、平成20年度以降に入学する者に係る教育職員免許状の種類および免許教科（以下、「教育職員免許状の種類等」という。）について適用し、平成19年度以前に入学した者に係る教育職員免許状の種類等については、なお従前の例による。

### 附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生物資源学部海洋生物資源学科は、改正後の学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、当該学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。

3 平成21年度から平成23年度までの間における生物資源学部および海洋生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

| 学部       | 学科       | 平成21年度<br>の収容定員 | 平成22年度<br>の収容定員 | 平成23年度<br>の収容定員 |
|----------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生物資源学部   | 生物資源学科   | 165人            | 170人            | 175人            |
|          | 海洋生物資源学科 | 120人            | 80人             | 40人             |
| 海洋生物資源学部 | 海洋生物資源学科 | 50人             | 100人            | 150人            |

4 改正後の第40条の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第40条の規定は、平成22年度以降に入学するものについて適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日等)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(福井県立大学副専攻規程の廃止)

2 福井県立大学副専攻規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第65号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の第40条の規定は、平成23年度以降に入学するものについて適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第40条の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する（第13条関係）。

**附 則**

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 生物資源学部創造農学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

| 学部     | 学科    | 令和2年度の収容定員 | 令和3年度の収容定員 | 令和4年度の収容定員 |
|--------|-------|------------|------------|------------|
| 生物資源学部 | 創造農学科 | 25人        | 50人        | 80人        |